

別添

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改 正 後	現 行
(別紙) 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 1、2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 生活保護適正化等事業 ア、イ (略) ウ 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 (ア) (略) (イ) 福祉人材確保事業 社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士	(別紙) 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 1、2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 生活保護適正化等事業 ア、イ (略) ウ 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 (ア) (略) (イ) 福祉人材確保事業 社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士

等指定養成施設に在学する学生に対する<u>修学資金等</u>を貸し付ける事業。 ア (略) イ 介護福祉士等修学資金貸付事業 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知)による廃止前の「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する<u>修学資金の貸付けを行う事業</u>。 ロ 介護福祉士修学資金等貸付事業 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する<u>修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業</u>。 (ウ)～(ケ) (略) エ (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「介護福	等指定養成施設に在学する学生に対して<u>修学資金</u>を貸し付ける事業。 ア (略) イ 介護福祉士等修学資金貸付事業 質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、都道府県又は都道府県から委託を受けた都道府県社協が「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)に基づき、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対して<u>修学資金を貸し付ける事業</u>。 (ク)～(ケ) (略) エ (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「社会福
--	--

社士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」を除く。

(1) ～ (4) (略)

5 (略)

(別添1) ～ (別添26) (略)

社推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」を除く。

(1) ～ (4) (略)

5 (略)

(別添1) ～ (別添26) (略)

